

米国コンサベーション・バンキングに関する研究 ウェットランド・ミティゲーション・バンキングとの比較から

田中 章研究室

0331180 長谷川 苑子

1. 研究の背景と目的

米国では、貴重野生動植物種のハビタット保全を目的とした一つの手法として、コンサベーション・バンキングが普及している。この手法は、1973年施行の Endangered Species Act (絶滅のおそれのある種の法) を根拠法とし、ウェットランド保全を目的としたウェットランド・ミティゲーション・バンキングと同様の仕組みで開発行為と自然環境保全を両立させる経済的な手法である。

日本においても、コンサベーション・バンキングの概念は、貴重野生動植物種のハビタットの積極的な保全に役立つと考えられる。特に、コンサベーション・バンキングで用いられるコンサベーション・バンク契約とクレジットは、保全活動の円滑化に寄与する可能性がある。しかし、日本におけるコンサベーション・バンキングの研究は、田中(1998)等により報告されたウェットランド・ミティゲーション・バンキングと比較すると極めて乏しく、文献も存在しないに等しい。

本研究では、ウェットランド・ミティゲーション・バンキングとの比較から、米国のコンサベーション・バンキングの概要を把握すると共に、コンサベーション・バンキングで用いられるコンサベーション・バンク契約とクレジットの役割を明確にすることを目的とした。

2. 研究方法及び研究期間

本研究では、米国の文献調査及び Web サイト調査を、2005年5月から2007年1月まで行った。

尚、本研究の一部は、2005年9月の『環境アセスメント学会第4回大会(愛知大会)』及び2006年11月の『かわさき市民アカデミー』にて発表した。

3. 研究結果

3-1. 貴重野生動植物種のハビタット保全へ向けた日米の取り組み

日本では、貴重野生動植物種のハビタットを保護区に指定する際の土地所有者との対立や、保護区の管理・維持に対する予算の不足等により、ハビタット保全活動は進んでいない。一方、米国では、土地所有者をハビタット保全活動に関与させるための取り組みとして、保証や助成プログラム、コンサベーション・バンキング等がある。

3-2. コンサベーション・バンキングの概要

コンサベーション・バンキングは、ウェットランド・ミティゲーション・バンキングと共にミティゲーション・バンキングと位置付けられている。

コンサベーション・バンキングでは、バンク経営者となるバンカーが、貴重野生動植物種のハビタットとなる土地を予め確保し、保存等の保全活動を行う。その成果を米国内務省魚類野生生物保護局に認定してもらい、バンカーは成果分のクレジットを得る。クレジットは、第三者の開発事業者へ売却することや、バンカー自らが行う開発事業の代償として利用することができる。

最初のコンサベーション・バンクは、1995年に設立された。2003年5月には、米国内務省魚類野生生物保護局が『Guidance for the Establish, Use, and Operation of Conservation Banks』を発行している。2004年現在、コンサベーション・バンクは米国内に76バンク以上ある。また、コンサベーション・バンキングに関する情報提供やクレジット取引状況の公開が、Web サイト上で行なわれている。

3-3 . コンサベーション・バンク契約

この契約は、バンカーと、米国内務省魚類野生生物保護局、その他関連団体・機関の間で成立する契約であり(図1) コンサベーション・バンクに関する詳細な取り決めが成される。契約成立までの流れは、バンク設立場所候補地の適性判断から始まる。適性がある場合はクレジット算出等が行われ、契約が起草される。その後、管理計画が承認されれば契約は成立する。この契約を経たコンサベーション・バンクは、「公認」のバンクとされる。また、契約を結んだ団体はコンサベーション・バンク・レビューチームと呼ばれ、コンサベーション・バンクの設立、利用、運営を監視する。

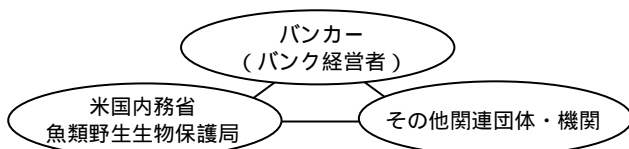


図1 コンサベーション・バンク契約における契約者間の関係

3-4 . クレジット

クレジットとは、“バンク内の種やハビタットの保全価値の量”であり、バンクによって守られた価値は、開発事業の埋め合わせを目的として利用される一定の数のクレジットに替えられる。クレジットの定義方法は様々だが、一般的には1エーカーを1クレジットとして定義し、バンクによって生まれるクレジット数を算出する。

クレジットは、コンサベーション・バンク契約において定められたサービス・エリア内での開発事業に対して利用可能となる(図2)。クレジットの利用形態は、バンクによって異なるが、第三者である開発事業者への売却と、バンカー自身が行う開発事業の代償への利用がある。

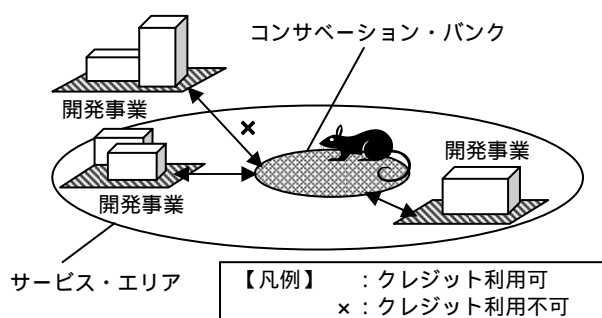


図2 サービス・エリアの概念

3-5 . 事例分析

(1) コンサベーション・バンク契約の事例

East Plum Creek Conservation Bank における契約は、バンカーである運輸省コロラド局と連邦道路管理局コロラド事業部、米国内務省魚類野生生物保護局の3者間で成立し、バンクにおける3者の位置付けやバンクの管理方法を明確化していた。

(2) クレジット取引の事例

San Joaquin kit fox (*Vulpes macrotis mutica*) 等複数種をハビタット保全対象種とする Kern Water Conservation Bank では、1エーカーが1クレジットと定義され、売却可能なクレジット数は面積と同じ3,267クレジットであった。2003年7月現在、38件の取引があり598クレジットが売却されていた。一方、Gopher tortoise (*Gopherus polyphemus*) をハビタット保全対象種とする Mobile County Gopher Tortoise Conservation Bank では、1個体(1tortoise)が1クレジットと定義され、売却可能なクレジット数はバンクで支えることが可能な個体数と同じ125クレジットであった。2003年11月現在、18件の取引があり61クレジットが売却されていた。

4 . まとめと考察

コンサベーション・バンク契約は、バンクにおける契約者の位置付けやバンクの管理方法を明確にしていた。また、クレジットは、開発事業によるハビタットへの影響の埋め合わせを目的として利用され、第三者の開発事業者と市場を介しての取引も行われていた。したがって、コンサベーション・バンキングでは、バンク契約とクレジットの存在が保全活動を円滑化する鍵となっていた。

今後は、コンサベーション・バンクを視察し、管理実態を明確にする必要がある。また、開発事業とクレジット取引の関係、バンクの経年変化を分析することで、コンサベーション・バンキングの生物学的効果を検証することも重要である。

【主要引用文献】

- Fox Jessica , Nino-Murcia Anamaria (2005) Status of Species Conservation Banking in the United States . Conservation Biology , Vol.19 Issue 4 , 987-1339 .
 U.S. Fish and Wildlife Service(2003)Guidance for the Establishment ,Use , and Operation of Conservation Banks .